

令和 7 年度「外国人行政相談」活動報告書



公益財団法人名古屋国際センター

1 はじめに

1) 在留外国人を取り巻く現状

出入国在留管理庁の発表によると、令和 7 年 12 月末現在の日本の在留外国人数は 412 万人となり、過去最高を更新するとともに、初めて 400 万人を超えた。10 年前と比べ約 189 万人増加しており、今後も在留外国人の増加や滞在の長期化が見込まれている。

また、令和8年1月23日に開催された第2回「外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議」において、「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」が決定された。その基本的な考え方の一つとして、「一部の外国人による日本の法やルールを逸脱する行為・制度の不適正利用について、国民が感じている不安や不公平感に対処する」ことが示されている。こうした対応策の実施に伴い、外国人が直面する問題や、それに起因する相談は、今後さらに増加・多様化すると考えられる。

2) NIC における相談窓口

名古屋国際センターの情報サービスコーナーは、外国人から寄せられる多様な問い合わせや相談に多言語で対応する、名古屋市の「一元的相談窓口」として位置付けられている。令和 7 年度には、年間 9,106 件の問い合わせが寄せられた。

一概に外国人といっても、出身国や文化的背景、来日経緯や在留形態、家族構成、就労状況など、相談者一人ひとりの事情はさまざまである。こうした外国人を取り巻く生活環境の多様化に伴い、抱える課題の複雑化も進んでおり、相談内容は在留手続をはじめ、就労、保険・福祉、社会保障、子育て、子どもの教育や進路、日本語の習得など幅広い分野に及ぶ。そのため、分野ごとに専門家が対応する各種相談^{*1}も実施するとともに、必要に応じて関係機関と連携し、相談者が必要な支援に繋がるよう、分野をまたぐ包括的な支援体制の構築に努めている。

相談内容の複雑化が進む外国人相談においては、表面的な相談内容だけでなく、その背景や相談者の思いにも目を向け、状況を整理しながら必要な支援や解決の糸口をとともに探していくことが求められる。そのため、相談者の話を丁寧に聞き、的確に把握することをはじめ、日々変化する行政制度や法令、各種制度に関する最新の情報を継続的に収集するとともに、通訳者や関係機関との連携を深めていくことが欠かせない。

外国人相談窓口は、外国人住民の日本での社会生活を支えるセーフティーネットであると同時に、生活上の困りごとや制度運用上の課題をいち早く把握する現場でもある。その意味で、多文化共生施策の最前線に位置する事業といえる。

3) 行政相談の運営

当センターにおける外国人行政相談（以下「行政相談」）は、複雑な課題を抱える相談者にとってのファーストステップであり、令和 6 年度には年間 970 件、令和 7 年度には年間 898 件の相談があった。こうした行政相談には、2 名の専門相談員が在留資格、労働問題、国民健康保険、年金や税制度などの行政全般や生活に関する様々な相談に対応している。相談方法は電話による相談が最も多いが、その他、窓口での対面相談、メールや LINE、手紙による相談もある。

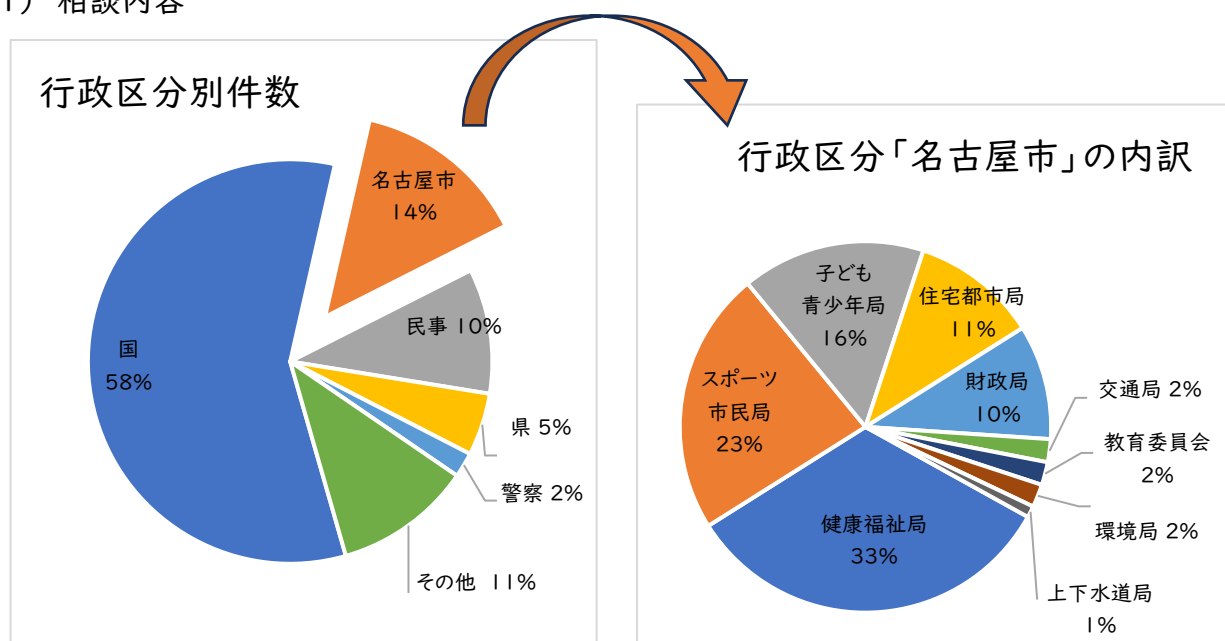
^{*1} 名古屋国際センター 各種相談: <https://www.nic-nagoya.or.jp/japanese/servicecounter/>

相談者の多くは日本語での相談や情報を入手することが難しいため、母国語による通訳スタッフを介して相談対応をしている。また、行政機関に問合せをしないとわからない相談については、トリオホン（3者通話）等を活用し、相談者と行政機関との橋渡しを行いながら、必要な情報や支援につなげている。

通訳言語は、英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、ハングル、フィリピン語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タイ語の 10 言語で対応しているが、それ以外の言語については、必要に応じてタブレット通訳（遠隔通訳・AI 翻訳）や電話通訳を活用し、対応している。

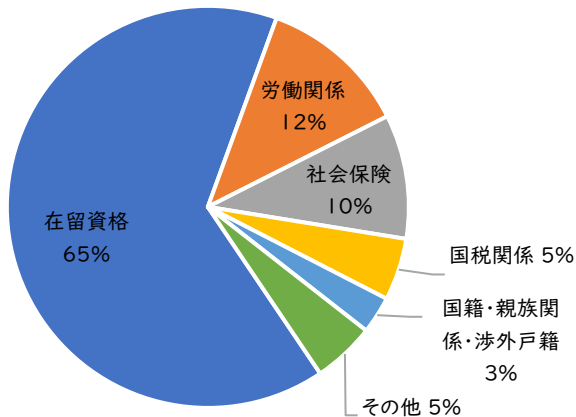
2 令和 7 年度行政相談の内容

1) 相談内容



昨年度と比較すると、国所管の相談割合が 15 ポイント減少した一方、名古屋市所管の相談割合は 5 ポイント増加した。名古屋市政に関する相談では、健康福祉局に関するものが約 33%を占めており、相談内容は件数の多い順に、国民健康保険、生活困窮、生活保護などが挙げられる。スポーツ市民局や財政局関連では、転出入時の届出、住民税に関するものが大半を占め、子ども青少年局所管の相談は、DV、母子保健、児童福祉関連が中心であった。住宅都市局関係については、そのほとんどが市営住宅に関する相談であった。

行政区分「国」の内訳



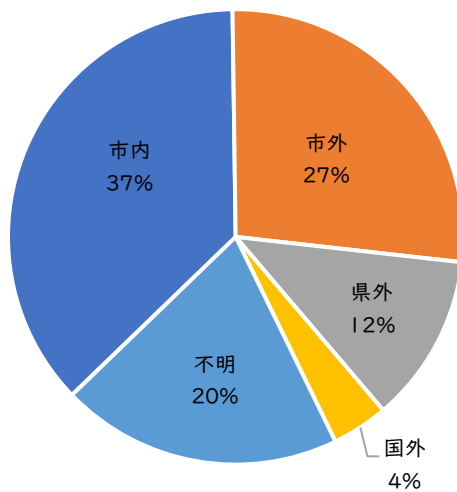
国所管の相談では在留資格に関する相談が圧倒的に多く、約 65% を占めた。これらの相談については、必要に応じて当センターが実施している入管相談^{*2}あるいは行政書士相談^{*3}につなぐこともあった。

労働関係の相談のうち、解雇・労災関連の相談が併せて 17 件あり、社会保険に関する相談では年金に関わる相談が約 69% を占めた。その他、健康保険、傷病手当金、脱退一時金についてなど、相談内容は多岐に渡る。

国所管の相談については、昨年度と比較して相談内容の割合に大きな変化は見られなかった。

2) 相談方法と相談者の居住地

居住地別



相談方法別では、電話：592 人、面接：179 人、メール：85 人、LINE 通話：20 人で、電話による相談が全体の約 68% を占め、最も多かった。

居住地別では名古屋市内が約 37%、名古屋市を除く県内が約 27% で、愛知県内の居住者が全体の約 64% を占めた。県外からの相談は岐阜、三重、静岡など近隣の県がほとんどではあるが、沖縄や関西、関東からの相談もあった。上述のように電話による相談が多いことから、居住地域にかかわらず相談が寄せられるものと思われる。国外からも電話やメールによる相談が 36 件あった。なお、居住地「不明」が約 44% を占めているが、これはメールによる相談者の多くが居住地を記載していないことによるものである。

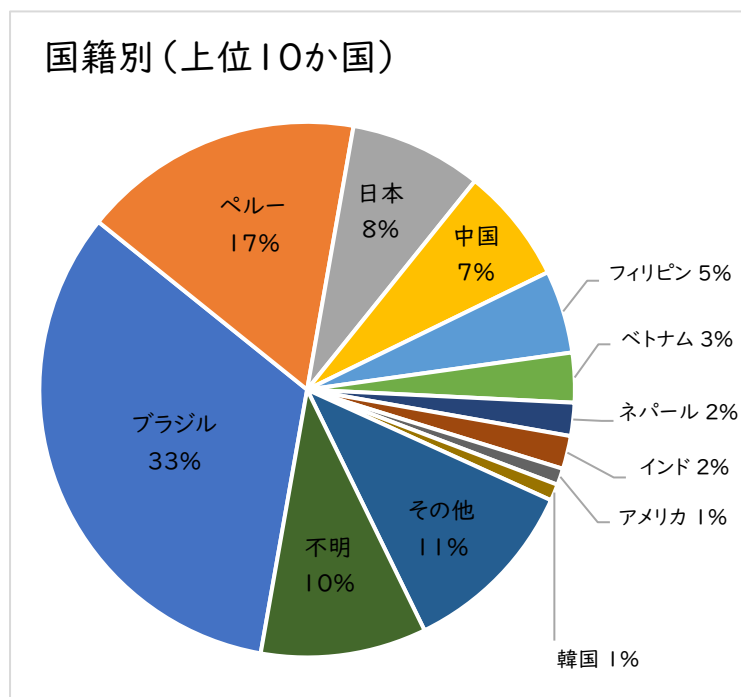
昨年度と比較すると、名古屋市内からの相談は 6 ポイント増加、名古屋市外からの相談は 9 ポイント減少した。居住地不明の割合は 31 ポイント増加した。

^{*2} 名古屋出入国在留管理局による相談：<https://www.nic-nagoya.or.jp/japanese/servicecounter/post-2.html>

^{*3} 外国人のための行政書士による相談：

<https://www.nic-nagoya.or.jp/japanese/servicecounter/gyoseishoshi/post-1.html>

3) 国籍



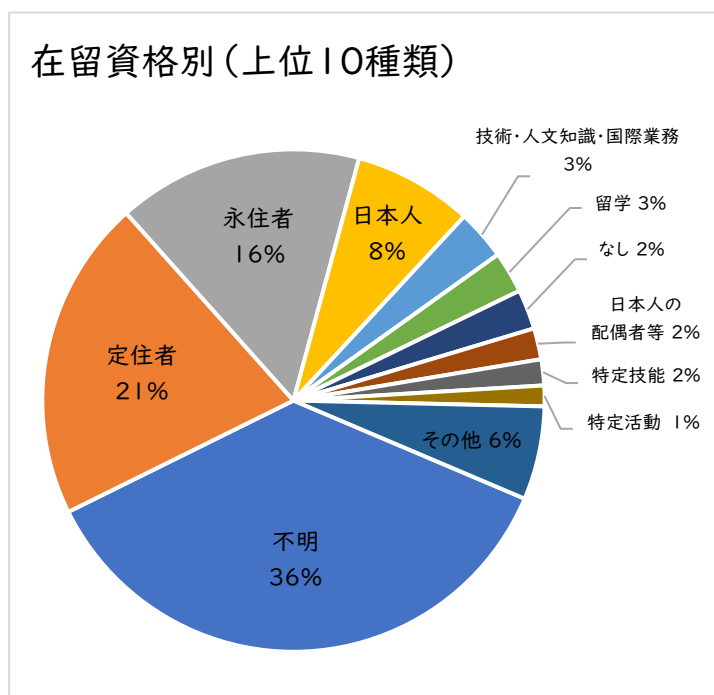
国籍別相談件数では、ブラジル人からの相談が299件と最も多く、うち半数近くが在留資格に関する相談であった。中南米圏全体からの相談件数は459件あり、行政相談の利用者の半数以上を占めている。

フィリピン人からの相談は平成30年度をピークに減少が続き、令和7年度は49件であった。中国人からの相談も減少傾向にある。なお、メールによる問い合わせは英語や日本語（機械翻訳だと思われるような文面のものも散見される）も多いが、使用言語のみでは国籍を特定できないため、「不明」に分類している。その他の国籍別相談人数をみると、アジア圏が24人で、スリランカ9人、台湾・ミャンマーが各5人であった。ヨーロッパ圏からは8か国

14人、アフリカ圏から10人、中近東から4人の相談があり、日本で暮らす外国人が多国籍化していることが相談人数にも表れている。

令和5年度から新たにタイ語、インドネシア語の対応を開始したが、行政相談ではそれほど利用はなかった。今後、これらの言語での相談利用に関する周知が必要かと思われる。

4) 相談者の在留資格^{*4}



1) で述べたように、最多の相談内容は在留資格関連であり、定住者の在留資格更新や永住許可申請に必要な書類についてがほとんどである。

在留資格は、相談内容に応じて確認している。一方、相談者が在留資格を明らかにしない場合や、相談内容によっては確認を要しない場合もあり、「不明」が約 36%を占めている。「不明」の中には定住者が多く含まれると考えられる。

生活保護や社会福祉協議会による生活支援資金などの申請ができるのは、「永住者」、「定住者」、「日本人の配偶者等」などの「居住資格」（「身分または地位に基づく在留資格」）に限られていることがほとんどであり、

生活困窮に関する相談の場合は、在留資格の確認が必須である。

一方、「不明」の割合は昨年度の 26%から増加している。相談対応の際には、必要な支援制度を判断するため可能な限り在留資格を確認することが望まれる。

※在留資格「なし」は、海外在住の外国人が日本に来る時の在留資格の手続きに等に関する相談者や仮放免中の外国人の相談者を指す。

^{*4} 在留資格：

おおまかに、出入国管理及び難民認定法に基づいて日本で生活する外国人が行える活動を表したもの。

就労系（高度人材、技術・人文知識・国際業務、特定技能、技能実習など）、非就労系（留学、文化活動、家族滞在など）、その他（特定活動など）、身分系（永住者、定住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等）の 29 種類に分類される。

3 相談事例

1) 永住許可

[背景]

令和 7 年 11 月に開催された「外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議」において、高市総理から、外国人との秩序ある共生社会の実現に向け、既存のルールへの遵守や各種制度の適正化に向けた取組を強化する旨の発言があった。これを受け、在留資格の許可審査が今後厳しくなるのではないかと不安を感じ、相談に訪れる外国人が増えている。

件名	永住許可申請の審査の厳格化について
内容	定住者のブラジル人女性より。 永住権の申請をする予定であるが、年金の支払いが遅れている。 こうした年金支払いの遅れにより、永住権が不許可になることもあるのか？ 現政権になってから外国人に対する施策が厳格化されると聞いているので心配している。
現況	<「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」> (令和 8 年 1 月 23 日 関係閣僚会議) 「永住者」について審査の厳格な運用を行うとともに、永住許可の在り方について検討することなどが示されている。詳しくは以下の通り。 ○「永住者」について、審査の厳格な運用を行うとともに許可の在り方を検討し、「永住者」の在留資格の取消しについて、ガイドラインの策定を含め、運用開始に向けて必要な準備の推進 ○ 永住許可基準について、永住許可を行う趣旨を踏まえた独立生計要件や国益要件に関する見直し、日本語や我が国の制度・ルール等を学習するプログラムの受講を条件とすること等の検討、改正法(R9)の施行状況を踏まえ、取消事由の範囲の拡大を含む、更なる検討を推進 <「永住許可に関するガイドライン」> (出入国在留管理庁 令和 8 年 2 月 24 日改訂) 永住許可の要件の一つとして、公的年金を含む公的義務を適正に履行していることが挙げられている。詳しくは以下の通り。 1 素行が善良であること 2 独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること 3 その者の永住が日本国の利益に合すると認められること ※公的義務(納税、公的年金及び公的医療保険の保険料の納付並びに出入国管理及び難民認定法に定める届出等の義務)を適正に履行していること。その履行について、申請時点において納税(納付)済みであったとしても、当初の納税(納付)期間内に履行されていない場合は、原則として消極的に評価されます。 なお、令和 8 年 10 月 1 日から、在留期間更新や永住許可にかかる申請手数料が値上げされることが発表されている。
対応	「永住許可に関するガイドライン」(令和 8 年 2 月 24 日改訂)にある通り、年金の納付の遅れは、永住許可の審査において考慮されることを説明した。ただし、納付状況が個々の申請にどの程度影響するかについては判断できないため、具体的な審査への影響については、出入国在留管理庁のインフォメーションセンターに確認するよう案内した。

2) 国民健康保健

[背景]

毎年、6月頃になると4月と5月と比べて国民健康保険料が急に増額されたことについて相談に来る外国人がいる。仕事を変えたり、収入が増えたわけでもないのに、なぜ保険料が値上げされたのか疑問を持つケースが多い。外国人にとっては、言葉の問題や、母国との制度の違いから、国民健康保険料や税金、年金等の公的な義務について十分に理解していないこともある。そのため、必要に応じてトリオホン等を利用して通訳を介し、役所に直接確認することで、制度への理解を促している。

件名	国民健康保険料の納付金額の増加について
内容	今年の収入が増えたわけではないのに、国民健康保険料が6月から急に上がり、16,000円になった。保険料が急激に増額された理由を知りたい。 また、この金額が正しいのであれば、保険料を減免する方法はあるか?"
現況	<4月・5月の国民健康保険料の暫定賦課制度> 国民健康保険料は、前年中の世帯の所得などに基づいて年度ごとの保険料額を決定する。普通徴収の場合、年度当初の4月・5月は前年の所得がまだ確定していないため、前年度の保険料を基に暫定的に保険料を賦課する。 確定申告などの情報で5月頃に前年の所得が確定すると、普通徴収の場合は6月にその所得を基に年間の保険料を確定する(その計算を「本算定」と言う)。 そのため、4月・5月と6月以降では、保険料の金額が大きく変わる場合がある。 6月以降は、確定した年間保険料から4月・5月分を差し引き、残額を6月から翌年3月までの10か月で割って(端数は6月分に上乗せして)支払う。 6月以降は加入者数や所得額に異動がある都度、保険料を再計算する。 仮に暫定賦課を行わず、4月・5月の保険料がない場合は、6月から3月の10回で1年間分の保険料を支払う必要があり、1回あたりの保険料額が高くなる。暫定賦課は、4月・5月にも支払うことで年間における1回のあたりの保険料額を抑え、納付しやすくすることなどを目的に行っている。
対応	居住区の区役所保険年金課に確認し、以下を伝えた。 <増額の理由について> 4月・5月は前年の所得がまだ反映されていない暫定的な保険料であり、6月から前年の所得を反映した本算定後の保険料となるため、月額16,000円になった。 <減免について> 仕事を辞めたなどの理由により今年の収入が前年より減少する等があった場合は、保険料の減免について相談できる。 ※減免の申請は、原則として6月に本算定後の「国民健康保険料納入通知書・国民健康保険料額決定通知書」を受け取ってから、その年度の最後の納付月の末日までに行う必要がある。 4月・5月は年間の保険料額が確定していないため、減免の申請は受け付けていない。

3) 確定申告

[背景]

税金の制度は複雑であると同時に、縦割り行政によって税の種類ごとに所管する行政機関が分かれていることも外国人にとって分かりにくい要因の1つとなっている。例えば、所得税は国税であり税務署、住民税は地方税であり住所地の自治体が所管している。また、給与所得者の多くは年末調整により確定申告が不要である一方、給与を2か所以上から受けている場合など、申告が必要となることもある。こうした税制度は日本人にとっても理解が難しく、日本の制度に不慣れな外国人にとってはさらに分かりにくいものとなっている。

件名	確定申告の方法について
内容	母国に住む両親に以前から仕送りをしている。 勤務先で確定申告すれば税金が戻ってくると聞いたが、どのように申告すればよいのか？ また、確定申告にはオンラインでの予約が必要と言われたが、やり方がわからない。 どうすればいいか？
現況	<「外国人のための確定申告ガイド」>（名古屋国際センター 令和7年12月公開） 名古屋国際センターが名古屋税理士会と実施した「外国人のための税理士による無料税務相談」で作成した説明動画。確定申告が必要な場合の事例紹介、控除の種類、確定申告書の書き方や必要書類などについて具体的に説明しており、名古屋国際センターのHP、Youtubeに掲載されている。 ※英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、ハングル、フィリピン語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タイ語の動画もある。 https://www.nic-nagoya.or.jp/japanese/publication/post-4.html <相談の傾向> 毎年、確定申告の時期である2月頃を中心に、確定申告の方法や自分が確定申告をする必要があるかなどの相談が寄せられる。
対応	<国外居住親族に係る控除について> 確定申告で、国外に住む家族を扶養親族等として控除の対象とする場合は、その家族との親族関係や送金の事実を証明する書類が必要となる。 ただし、年末調整の際にこれらの書類を勤務先へ提出している場合は、確定申告の際に改めて提出する必要はないことを案内した。 <確定申告 オンライン予約の方法について> 確定申告の入場整理券をLINEで予約する方法は、次の5つのステップで行う。 1 国税庁LINE公式アカウントを「友だち追加」する 2 トーク画面から「相談を申し込む」を選択する 3 相談会場（税務署）と来場希望日時を選択する 4 必要事項を入力し「入場整理券」を取得する 5 予約当日に来場し「入場整理券」を提示する 詳細については、国税庁の以下のHPを参考にするよう伝えた。 https://www.nta.go.jp/information/other/data/denwa-oshirase/index/shikou.htm#a02

4) 生活困窮

〔背景〕

会社からの給与未払いや病気など、様々な理由から働くことが困難になり、金銭的な支援を求めて相談に来る外国人がいる。外国人の場合、利用できる公的支援は在留資格によって異なる。永住者、定住者、永住者の配偶者等、日本人の配偶者等の身分系の居住資格であれば公的支援の対象となるが、それ以外の在留資格を持つ外国人は公的なセーフティーネットからこぼれ落ちてしまうことがほとんどであり、支援につなげることが難しく、対応に苦慮することも多い⁵。そのため、生活困窮の相談では、まず相談者の在留資格を確認し、利用可能な制度や支援を見極めることが重要なポイントとなる。

件名	病気と給与未払いによる生活困窮について
内容	ヘルニアの手術のために3日間入院した。 病気の後遺症で退院後も就労ができない状態が続いており、高額な入院費の支払いも重なったことで、お金がなくて困っている。 〇〇区役所からNICへ相談するように案内され、来所した。
現況	今回の相談者の在留資格は「技能」であり、生活保護等の公的扶助の対象とはならない。 また、関係機関へのヒアリングから自立支援制度等の利用につなげることも困難であることが判明。 そこで、現在の在留資格でも利用できる支援を探るため、関係機関と情報を共有し、今後の支援方針についてケース会議を実施した。 <関係機関とのケース会議> 参加者：名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター、特定非営利活動法人外国人ヘルプライン東海、名古屋国際センター 内 容：各機関がこれまでに把握した情報や、利用可能な支援策について情報共有を行った。その結果、食料支援であればサポートを受けられることが判明。同時に、相談者が以前働いていた職場で給与未払いがあったことが発覚。生活困窮に至った背景には、給与未払いも大きく影響していると考えられた。 そこで、当面の生活を支える食料支援に加え、生活困窮の根本的な要因の一つである給与未払いの解決に向け、管轄の労働基準監督署とのやり取りを継続して支援することとした。 今後の役割については、食料支援を名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター、労働基準監督署とのやり取りについては名古屋国際センターが通訳を介して支援するなど、それぞれの機関が専門性を生かして支援する方針を確認した。

⁵ 例えば、生活保護制度は生存権を保障する憲法第25条を根源とするものであるが、憲法第25条は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定していることから、生活保護法も日本国民を対象としている。ただし、適法に滞在し、活動に制限を受けない永住、定住等の在留資格を有する外国人については、人道上の観点から、行政措置として、生活保護法の取扱いに準じた保護を行っている。

	<関係機関について> 名古屋市 仕事・暮らし自立サポートセンター 仕事のこと、家計のこと、家族のことなど暮らしのことで様々な悩みを抱える方が相談できるサポートセンター。名古屋市内に3か所ある。 対象：名古屋市に居住しており、生活に困っている方で、生活保護を受給していない方。 特定非営利活動法人外国人ヘルプライン東海 地域の相談機関、医療機関での相談に同行通訳を派遣するなど、地域で暮らす外国人の支援をしている。また、外国人の困りごと相談を行い、必要に応じて地域の社会資源に繋げる。 生活困窮の相談では、相談者が目の前の困りごとを訴えて来所することが多い。しかし、その背景には困窮に至った複数の要因が隠れている場合がある。相談者自身がその要因を十分に整理できておらず、困窮から抜け出すために何をすればよいのか見通しを立てることが困難な場合も少なくない。 そのため、相談対応では、相談者の状況を丁寧に聞き取る力や、表面的な困りごとの背景にある課題に気付く力、複数課題の相互の関係を整理し、優先順位をつけながら今後の方針を調整する力などが求められる。同時に、在留資格、労働、医療、社会保障など複数の専門的な課題が関係することがほとんどであるため、それぞれの専門性を持つ関係機関と連携することが不可欠である。
対応	<生活支援について> 「名古屋市 仕事・暮らし自立サポートセンター」から食料支援を受けられることを伝えた（利用には一定の条件があることも併せて説明）。 <給与未払いの件について> 管轄の労働基準監督署の担当者とのやり取りについて、今後も名古屋国際センターが通訳を介してサポートできることを相談者に案内した。 その後、複数回にわたり労働基準監督署とのやり取りを行った結果、未払いとなっていた給与を無事受け取ることができた形で終結した。

5) DV

〔背景〕

DV は犯罪となる行為も含む重大な人権侵害であり、被害者の生命や心身に深刻な影響を及ぼす。一人で抱え込んでしまう人も多くいるが、自治体では相談窓口やシェルターなどを設置し、被害者の安全確保や生活再建に向けた支援を行っている。

子どもがいる家庭においては、子どもが暴力を直接目撃していなくても DV のある家庭環境は心理的虐待に該当する場合があります、健やかな成長・発達に影響を及ぼすおそれがある。

外国人の場合は、在留資格が DV から逃れる際の障壁となることもある。「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」など、婚姻関係を前提とした在留資格を持つ人は、離婚によって在留資格を失うのではないかという不安から、離婚や別居をためらうことが少なくない。こうした点は、外国人特有の課題の一つともいえる。

件名	元夫からの DV による住居相談について
内容	元夫が婚姻時に使用していたスペアキーを返却せず、現在の住居に無断で入ってくる。携帯電話の通話先や GPS 情報を把握されている可能性があり、NIC に相談していることもわかっていると思う。今日は 20 回も元夫から着信があり、とても怖いので DV 相談したい。
現況	<DV について> ○「名古屋市配偶者暴力相談支援センター」にトリオホン（3者通話）で相談。 相談者は過去にシェルターを利用した経験があり、電話やインターネットが使えないなど生活上の制約が大きかったことから、再度の利用に抵抗があることが判明。また、DV 被害を受けているものの、職場や子どもの通園・通学などがある〇〇区での生活基盤を維持したいという希望があった。 現時点では生命に関わるような切迫した暴力は受けていないことも確認した。 <住居について> 現在の生活基盤を維持しながら安全を確保するため、母子家庭向けの住居支援を行う認定 NPO 法人や「住まいサポートなごや」に NIC から相談の連絡を入れた。 ○認定 NPO 法人 LiveQuality HUB より 初期費用が少なくとも数十万円程度必要となる一方、相談者には貯蓄がなく、住居の選択肢は限られていたため、市営住宅、県営住宅も選択肢に含む住居相談が必要である。 ○住まいサポート名古屋より 相談者と対面でヒアリングをすることになった。NIC の通訳者を介すため、名古屋国際センターで実施。県営住宅であれば現時点で 3 つの候補があることが提案されたが、相談者は、ある程度資金を貯めてから改めて転居を検討したいとの意向を示した。 <DV の相談窓口> 名古屋市配偶者暴力相談支援センター 配偶者からの暴力による実態を理解した上で、被害者の状況に応じた適切な対応を行い、一人でも多くの被害者の尊厳を守り、効果的な解決策を提供する。 その他の窓口として、DV 被害者ホットライン、名古屋市 DV 被害者 SNS 相談等がある。

	<住宅の相談窓口> 住まいサポートなごや 住宅の確保にお困りの方へ民間住宅への入居サポートを行うとともに、入居トラブルの相談に対応し、居住支援活動のネットワークづくりを進めている。 認定 NPO 法人 LiveQuality HUB 生活にお困りの母子家庭の方（離婚検討中の方も含む）を対象に、住まい探し・同行支援を行っている。また、入居手続支援や、その他定期的な見守り、生活相談対応も行っている。 DV 相談では、生命や身体への危険が切迫した場合の緊急避難を必要とするケースだけでなく、「安全は確保したいが、仕事や子どもの学校など、これまでの生活もできる限り維持したい」という気持ちを抱える相談者も多い。 こうしたケースでは、シェルターへの避難だけを選択肢とするのではなく、本人の希望や生活上の事情を踏まえたうえで、住居確保などの他の方法も含めた支援を検討する必要がある。
対応	<DV について> 元夫と子どもの面会交流の問題や、職場や子どもの幼稚園がある〇〇区から離れたくないこと、過去のシェルター利用経験から、今回はシェルターへの入所ではなく、現在の生活を維持しながら安全を確保する方法を検討することとした。 <住居について> 関係機関と連携し、民間住宅、市営住宅、県営住宅など複数の選択肢を提示した。 しかし、初期費用や生活基盤、子どもの通園等を考慮した結果、現時点での転居は見送ることとなった。

4 行政相談連携機関・団体

行政相談においては、次のような各種機関・団体などと連携しながら相談対応を進めている。

分野	関係機関・団体（例）
在留資格・帰化	・出入国在留管理局 ・法務局 ・難民事業本部（RHQ） ・行政書士会
就労・労働・起業	・労働局 / 労働基準監督署 ・公共職業安定所 ・起業・経営支援機関
保健・医療	・保健センター ・精神保健福祉センター ・無料低額診療実施医療機関
障害	・市区町村役場 ・社会福祉協議会 ・基幹相談支援センター
生活困窮	・市区町村役場 ・社会福祉協議会 ・自立相談支援機関 ・ひきこもり地域支援センター
DV・虐待	・市区町村役場 ・配偶者暴力相談支援センター ・男女共同参画センター ・児童相談所 ・各種 NPO
人権	・法務局 ・人権啓発センター ・子どもの権利相談室
居住	・居住支援機関 ・住まいの窓口 ・住宅供給公社
教育	・子ども・若者総合相談センター ・教育委員会 / 子ども応援委員会 ・学校 / スクールソーシャルワーカー ・日本語学校
子育て	・市区町村役場

	・子育て支援拠点
高齢者	・市区町村役場 ・社会福祉協議会 ・地域包括支援センター
税金	・税務署 ・県税事務所 ・市税事務所
年金	・市区町村役場 ・年金事務所
法的トラブル	・市区町村役場 ・法テラス ・弁護士会
生活全般	・市区町村役場 ・警察 ・消費生活センター ・地域国際化協会（国際交流協会） ・各種 NPO / 地域日本語教室

参考：名古屋国際センター 情報提供・相談事業

事業名（通称）	ウェブサイト
行政相談	https://www.nic-nagoya.or.jp/japanese/servicecounter/administration/post.html
教育相談	https://www.nic-nagoya.or.jp/japanese/servicecounter/education-consultation/
法律相談	https://www.nic-nagoya.or.jp/japanese/servicecounter/law/
税務相談	https://www.nic-nagoya.or.jp/japanese/servicecounter/tax/
こころの相談	https://www.nic-nagoya.or.jp/japanese/servicecounter/kokoro/
難民相談	https://www.nic-nagoya.or.jp/japanese/servicecounter/refugees/
行政書士相談	https://www.nic-nagoya.or.jp/japanese/servicecounter/gyoseishoshi/post-1.html
入管相談	https://www.nic-nagoya.or.jp/japanese/servicecounter/post-2.html
日本語サポートデスク	https://www.nic-nagoya.or.jp/japanese/servicecounter/nihongo-supportdesk/post-3.html
ワンストップ総合相談会 ※URL は報告記事	https://www.nic-nagoya.or.jp/japanese/nicnewsweb/nicReport/2023/10131003.html
情報カウンター	https://www.nic-nagoya.or.jp/japanese/servicecounter/